

就業状態別15歳以上人口,完全失業者数(総務省HPより)

2021年 6月

(万人)

	男 女 計			男			女		
	実 数	対前年同月(※)		実 数	対前年同月(※)		実 数	対前年同月(※)	
		増 減	増減率 (%)		増 減	増減率 (%)		増 減	増減率 (%)
〔人 口〕 15歳以上人口	11050	-36	-0.3	5335	-22	-0.4	5715	-15	-0.3
〔就 業 状 態〕									
労働力人口	6898	33	0.5	3816	-3	-0.1	3082	36	1.2
自営業主	534	-17	-3.1	393	-4	-1.0	141	-12	-7.8
完全失業者	206	11	5.6	120	3	2.6	86	8	10.3
非労働力人口	4142	-68	-1.6	1513	-20	-1.3	2629	-48	-1.8
〔雇用形態別雇用者〕									
正規の職員・従業員	3576	15	0.4	2363	15	0.6	1213	0	0.0
非正規の職員・従業員	2075	31	1.5	645	-15	-2.3	1430	46	3.3
パート	1034	47	4.8	130	10	8.3	903	36	4.2
アルバイト	431	1	0.2	208	-8	-3.7	223	10	4.7
〔完全失業率(%)〕									
総 数	2.9	.	...	3.1	.	...	2.7	.	...
15～24歳	4.5	.	...	4.7	.	...	4.1	.	...
25～34歳	4.1	.	...	4.8	.	...	3.2	.	...
35～44歳	2.4	..	...	2.4	.	...	2.6	.	...
45～54歳	2.6	.	...	2.3	.	...	2.8	.	...
55～64歳	3.0	.	...	3.2	.	...	2.7	.	...
65歳以上	2.1	.	...	...	...	...	...	...	...

※完全失業者 (以下の3つを満たす)

・就業者ではない ・仕事があれば就くことができる ・仕事を探す活動や事業を始める準備をしている

※完全失業率

(完全失業者÷労働人口)×100

※非労働力人口

15歳以上の人口から労働力人口を差し引いた人口。通学者、家事従事者、病弱や高齢が理由で生産活動に従事しない者など含む。ただし働く意思をもって仕事を探している失業者は含まれない。

ポイント

●自営業者 17万人減 ●完全失業者 11万人増

●働かない(働けない)人が68万人減った＝働かなければならなくなった人が68万人増えた

●非正規・パート雇用が著しく増え、特に女性の働き手が80万人増えた

↓

働かざる負えなくなった＝家庭状況の変化が見受けられる

		山口県	福岡県	全国
平成30年度	完全失業者(千人)	13.3	74.8	
	完全失業率	18.75%	2.83%	2.45%
	労働力人口(千人)	709	2647	
令和元年度	完全失業者(千人)	12	74.8	
	完全失業率	1.70%	2.80%	2.33%
	労働力人口(千人)	703	2664	
令和2年度	完全失業者(千人)	14	82.5	
	完全失業率	2.03%	3.08%	2.87%
	労働力人口(千人)	696	2673	

令和3年度 住宅リフォーム資金助成事業について

(市HPより抜粋)

○内容

- ・市民の皆さんが、市内に居住する自己所有の既存住宅を、市内の施工業者を利用して改修工事を行う場合に、その経費の一部を助成します。
- ・この事業は、市内事業者の経済振興を図るとともに、市民生活の向上と住宅改善を促進することを目的としています。

○助成申請書類

- ・山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付申請書
- ・リフォーム工事見積書の写し(数量が記入されているもの)
- ・リフォーム工事着手前の現場写真
- ・申立書(市税関係)
- ・申立書(暴力団排除関係)
- ・申立書(施工業者用暴力団排除関係)

○補助対象額 助成金の額

- ・リフォーム工事(消費税および地方消費税を含まない工事費用が10万円以上のものに限る。)に係る費用(消費税及び地方消費税含まない。)に10%を乗じて得た額。
- ・上記の計算で得た額に1万円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額。
- ・7万円を上限とする。

○申請受付期間

- ・令和3年5月6日(木曜日)から令和4年1月31日(月曜日)まで、ただし予算1000万円に達した時点(先着順)で受け付け終了。
- ※工事の完了及び完了届の提出は令和4年2月28日(月曜日)までとなります。

○申請方法

- ・定められた申請受付期間までに、所定の様式に記入し、必要書類とともに市役所建築住宅課へ提出してください。
- ・申請から内示額通知まで3週間程度の期間を要します

事業の流れ

1. 交付申請



2. 内示額通知



3. 工事着手



4. 工事中・工事完了



5. 完了報告

6. 完了検査

7. 助成額の確定



8. 助成金の請求



9. 助成金の支払

※提出書類への押印はすべて同じ印影のものとしてください。

山陽小野田市立学校適正規模・適正配置基本方針

山陽小野田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、山陽小野田市立学校適正規模適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）からの「山陽小野田市立学校の適正規模適正配置のあり方について」の答申（以下「答申」という。）を尊重しつつ、次のとおり基本方針を定める。

平成19年11月22日

山陽小野田市教育委員会

1 趣旨

全国的に少子化が進行する中で、本市においても児童生徒数の減少により学校の小規模化が進み、教育条件や教育環境の不均衡などが指摘されるようになり、教育効果への影響が危惧されている。

このため、教育委員会では、学校間の格差の解消を図っていく必要があると考え、以下のとおり学校規模・配置の適正化を推進する。

2 学校の適正規模

(1) 学級の人数

ア 法令等による基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項において、1学級の児童又は生徒の数の基準は、40人を標準として都道府県教育委員会が定めることになっている。ただし、都道府県教育委員会は、特に必要があると認める場合については、40人を下回る数を1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができることになっている。

また、小学校設置基準第4条及び中学校設置基準第4条において、1学級の児童・生徒数は、40人以下とすることになっている。

これらの規定に基づき、山口県教育委員会では県内の公立小・中学校の学級定数を40人以下とし、中学校の第1学年に限り35人以下としている。なお、中学校の第2・第3学年は、県の教育委員会と市の教育委員会の協議により現在、35人以下としている。

イ 検討委員会の答申

「1学級の人数は、小・中学校ともに35人以下が適正であると考え」としている。

(2) 学級数

ア 法令による基準

学校教育法施行規則第17条において、学校全体の学級数は、小・中学校ともに12学級以上18学級以下を標準とすることになっている。

イ 検討委員会の答申

「1学年の適正な学級数は、小学校については、クラス替えができ、発展的な学習が可能な2学級以上3学級以下、中学校については、教科に必要な教員数の確保と発展的な学習が可能な3学級以上6学級以下と考える」としている。

(3) 基本方針

法令等の基準と検討委員会の答申を踏まえ、適正な1学級の人数を小学校では40人以下、中学校では35人以下とし、適正な1学年の学級数を検討委員会が示した数とする。なお、国・県の基準に変更があれば、その数とする。

3 学校の適正配置

(1) 児童・生徒数の将来推計

2005年国勢調査人口をベースに本市における児童・生徒数をコーホート要因法により簡易推計すると、小・中学校の児童・生徒数は、2005年に約5,600人いたものが、2015年に約4,600人、2025年に約3,300人、2035年に約2,600人、2045年に約2,000人となることが予測される。

(2) 検討委員会の答申

「適正配置を実施するに当たっては、まず隣接校との通学区域の変更について検討し、これによつては適正規模の確保が困難である場合に、学校の統廃合をも視野に入れて検討することを望む」としている。

(3) 基本方針

検討委員会の答申に従い、児童・生徒数の将来推計を勘案して、次のとおり学校の適正配置を進める。

ア 適正配置の対象校

適正配置の対象校は、将来とも上記2(3)にある学校の適正規模を下回り、又は上回ると見込まれる学校とする。

イ 適正配置の進め方

適正配置の進め方は、学校規模に応じ、短期（5年間以内）・中期（5

年～20年間）・長期（20年～40年間）的な視点で、次の（ア）から（エ）までに掲げるとおりとする。なお、適正配置を行うこととなった学校については、その際、隣接校区の保護者、地域住民を含む関係者により構成する協議機関を設置し、共通理解に努めながら、2年以内を目途に実施のための必要な調整を図るものとする。

（ア） 過小規模校（普通学級：5学級以下の小・中学校）

5年間継続した場合は、短期的な視点で適正配置を行う。

（イ） 小規模校（普通学級：6学級～11学級の小学校、6学級～8学級の中学校）

中・長期的な視点で、過小規模校に移行する時期などを捉え、適正配置を行う。

（ウ） 適正規模校（普通学級：12学級～18学級の小学校、9学級～18学級の中学校）

中・長期的に適正規模校と見込まれる限り、その状態を維持する。

（エ） 大規模校（普通学級：19学級以上の小・中学校）

中・長期的な視点で、大規模校となることが見込まれるときは、短・中期的な視点で、適正配置を行う。

ウ 適正配置に当たっての留意事項

（ア） 通学区域の変更に当たっては、通学距離・通学時間、通学の安全性確保、主要幹線道路や河川等の地理的条件、自治会区域との整合性等、地域とのつながりなどを考慮すること。

（イ） 通学区域の変更に当たっては、一つの中学校区に、複数の小学校区を設定することが望ましい。

（ウ） 通学区域の変更に当たっては、遠距離通学になる場合スクールバスの運行など、通学手段の確保を検討すること。

（エ） 適正配置に当たっては、特認校や小中一貫校についても検討すること。

（オ） 適正配置に当たっては、都市計画などのまちづくり計画の推移を見ながら進めること。

（カ） 適正配置に当たっては、学校が地域で果たしてきた役割や地域事情に十分配慮し、慎重に行うことが望ましく、児童生徒数や学級数の将来推計、学校の小規模化による問題点を、保護者、地域住民などと十分に協議し、学校の適正配置の必要性に関する共通理解と協力を得て進めること。

